

## 第4節 日本年金機構へ公用照会を行った際の回答様式に記載された内容と同様の内容を確認したい場合

機構から情報提供を行う各種データ項目においては、官公署等から機構への公用照会に対して、機構が回答している内容についても、照会結果から確認することができます。この節では、情報照会の照会結果から内容を読み取ることができるよう、現在機構への公用照会が行われているもののうち、代表的なものの様式例と情報照会結果のイメージを照らし合わせて説明します。

〈回答書〉

官公署宛

日本年金機構

公用照会に対する回答書

****	****	****
****	****	****
****	****	****
****	****	****
****	****	****
****	****	****

〈情報照会結果のイメージ〉

年金給付情報	
年金の種類(年金コード)	****
年金基本情報	
受給年金制度情報	****
年金決定年月日	*****
受給権発生年月日	*****
年金基本情報	
受給年金制度情報	****
年金決定年月日	*****
受給権発生年月日	*****
直近年金支給額変更理由コードA	**
直近年金支給額変更理由コードB	**
初回年金支払年月日	*****
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	*****
年金支給額決定変更理由コードA	**
年金支給額決定変更理由コードB	**
年金支給停止額情報(国民年金)	*
年金支給額情報(国民年金)	*****
年金支給停止額情報(付加年金)	*****
年金支給額情報(付加年金)	*****
子の加給年金額情報(厚生年金)	*****
配偶者加給年金額情報(厚生年金)	*****
年金支給停止額情報(厚生年金)	*****
年金支給額情報(厚生年金)	*****
時効特例支払情報	
時効特例給付支払年月日	*****
時効特例給付支払額情報(国民年金)	*****
時効特例給付支払額情報(付加年金)	*****
時効特例給付支払額情報(厚生年金)	*****
年金支払情報	
年金支払年月日	*****
年金支払額情報	*****
所得税額情報	*****
介護保険料額情報	*****
国民健康保険料額情報	*****
後期高齢者医療保険料額情報	*****
住民税額情報	*****

# 第1 生活保護法関係の場合

生活保護の決定等に当たり、各福祉事務所等からの照会に対して、年金収入額等の回答を行っているものです。

平成 年 月 日

福祉事務所長 様

日本年金機構●●●●●●●●長  
(公印省略)

生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)

平成 年 月 日付 号で照会のありました件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会対象者  
カナ氏名 年金 太郎  
生年月日 昭和 21 年 4 月 6 日

2 回答事項  
年金受給の有無 有・無

【年金受給有の場合、以下のアからキに関する事項】

ア 年金の種類 ① 老齢基礎年金・老齢厚生年金・遺族基礎年金・遺族厚生年金・(一時金を除く) 障害基礎年金・障害厚生年金・その他( )

イ 裁定年月日 ② 平成 29 年 5 月 15 日

ウ 受給権発生年月日 ③ 平成 23 年 4 月 5 日

エ 年金額

年金の種類	改定年月	年金支給額	支給停止額
① 老齢基礎年金・老齢厚生年金	④ 平成 30 年 4 月	⑤ 1,973,600	⑥ 50,000
支給停止額がある場合停止事由 ⑧			

オ 直近の支給状況(口座振込額=年金額-所得税額-介護保険料額-国保・後期保険料額-住民税額)

支払年月日	⑦ 老齢基礎年金	⑧ 老齢厚生年金	⑨ 所得税	⑩ 介護保険料	⑪ 国保・後期	⑫ 住民税
平成 30 年 10 月 15 日	⑧ 133,216	⑧ 195,717	⑨ 6,700	⑩ 12,000	⑪ 16,000	⑫ 13,000

カ 生活保護支給期間中に時効特例給付がある場合、支給年月日及び支給額  
支給年月日⑬平成 29 年 6 月 15 日 支給額⑭ 2,000,000 円  
遅延特別加算金支給年月日 年 月 日 支給額 円

キ 対象者が死亡している場合、未支給年金受給の有無・支給額・支給年月日・未支給年金受給者・死亡者との続柄  
受給の有無(有・無) 支給額⑮ 140,616 円 受給者カナ氏名⑯ わん じゅ ⑰ 続柄 子  
支給年月日⑱平成 31 年 1 月 15 日

【年金受給無の場合、以下のクからコに関する事項】

ク 基礎年金番号に収録されている国民年金・厚生年金保険被保険者加入記録

ケ 基礎年金番号に収録されている国民年金保険料納付状況(納付対象年月・納付年月日)

コ 一時金等に関する事項

【共通事項】

サ 厚生年金基金加入期間を有する場合、当該基金番号

【個別照会事項】

年金給付情報

年金の種類(年金コード)	1150
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
年金決定年月日	2017-05-15
受給権発生年月日	2011-04-05
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
年金決定年月日	2017-05-15
受給権発生年月日	2011-04-05
直近年金支給額変更理由コードA	F2
直近年金支給額変更理由コードB	00
初回年金支払年月日	2017-06-15
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-04-01
年金支給額決定変更理由コードA	F2
年金支給額決定変更理由コードB	00
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	779300
年金支給停止額情報(付加年金)	0
年金支給額情報(付加年金)	20000
子の加給年金額情報(厚生年金)	0
配偶者加給年金額情報(厚生年金)	224300
年金支給停止額情報(厚生年金)	50000
年金支給額情報(厚生年金)	1174300
時効特例支払情報	
時効特例給付支払年月日	2017-06-15
時効特例給付支払額情報(国民年金)	780000
時効特例給付支払額情報(付加年金)	20000
時効特例給付支払額情報(厚生年金)	1200000
年金支払情報	
年金支払年月日	2018-06-15
年金支払額情報	281233
所得税額情報	6700
介護保険料額情報	12000
国民健康保険料額情報	16000
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	13000
年金支払情報	
年金支払年月日	2018-08-15
住民税額情報	13000
年金支払情報	
年金支払年月日	2018-10-15
年金支払額情報	281233
所得税額情報	6700
介護保険料額情報	12000
国民健康保険料額情報	16000
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	13000
未支給年金支払情報	
未支給年金支払年月日	2019-01-15
未支給年金支払理由コード	45
未支給年金支払者氏名情報	わんじゅ
未支給年金支払者続柄コード	3
未支給年金支払額情報	140616

	回答書の項目	データ項目	説明
①	年金の種類	年金の種類(年金コード)	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧表(別添1)を参照してください。
②	裁定年月日	年金決定年月日	機構において年金の裁定(決定)を行った年月日を表示します。

	回答書の項目	データ項目	説明
③	受給権発生年月日	受給権発生年月日	年金の受給権が発生した年月日を表示します。
④	改定年月	年金支給開始年月日	改定年月は、年金額の決定・改定事由の発生した日の属する月の翌月※であり、決定・改定後の年金額で支払が開始される年月を表示します。改定年月は、データ項目の年金支給開始年月日の属する月となります。 ※毎年度のマクロ経済スライド等による年金額の改定ルールに基づく年金額改定の場合（年金支給額決定変更理由コードA：F2、年金支給額決定変更理由コードB：00の場合）は、改定年月は原則4月となります。
⑤	年金支給額	年金支給額情報	年金の基本額に加給金や振替加算等の加算を加え、支給停止額を差し引いた金額を表示します。データ項目に年金支給額情報（国民年金）、年金支給額情報（付加年金）及び年金支給額情報（厚生年金）等、複数表示されている場合は合算した金額となります。
⑥	支給停止額	年金支給停止額情報	支給停止される金額を表示します。データ項目に年金支給停止額情報（国民年金）、年金支給停止額情報（付加年金）及び年金支給停止額情報（厚生年金）等、複数表示されている場合は合算した金額となります。
⑦	支払年月日	年金支払年月日	その支払期において年金の支払が行われた年月日を表示します。
⑧	( ) 基礎年金 ( ) 厚生年金	—	照会結果では表示されませんが、データ項目の「年金支払額情報」と⑨～⑫の各種控除額を足すことで、基礎年金と厚生年金の合算の金額を確認することができます。
⑨	所得税	所得税額情報	その支払期において特別徴収された所得税額及び復興特別所得税額を表示します。
⑩	介護保険料額	介護保険料額情報	その支払期において特別徴収された介護保険料額を表示します。
⑪	国保・後期	国民健康保険料額情報 又は後期高齢者医療保険料額情報	その支払期において特別徴収された国民健康保険料（税）額又は後期高齢者医療保険料額を表示します。
⑫	住民税	住民税額情報	その支払期において特別徴収された住民税額を表示します。

	回答書の項目	データ項目	説明
⑬	時効特例給付 支給年月日	時効特例給付支払年月 日	時効特例給付の支払があった場合にその年月日を表示します。
⑭	時効特例給付 支給額	時効特例給付支払額情 報	時効特例給付により支払われた金額を表示しま す。 データ項目に時効特例給付支払額情報（国民年 金）、時効特例給付支払額情報（付加年金）及び時 効特例給付支払額情報（厚生年金）等、複数表示 されている場合は合算した金額となります。
⑮	未支給年金 支給額	未支給年金支払額情報	照会した対象者が死亡したことに伴い、未支給年 金の支払いがある場合にその金額を表示します。
⑯	未支給年金 受給者カナ氏名	未支給年金支払者氏名 情報	未支給年金の支払いを行った同一生計の遺族の氏 名（カナ）を表示します。
⑰	未支給年金 受給者続柄	未支給年金支払者続柄 コード	受給者と未支給年金の支払いを行った同一生計の 遺族との続柄コードを表示します。 「0」：本人「1」：夫「2」：妻 「3」：子 「4」：孫 5：父母、祖父母 「6」：兄弟姉妹 「7」：その他 「8」：曾孫、曾祖父母、甥姪 「9」：三親等以内の親族（続柄「8」以外）
⑱	未支給年金 支給年月日	未支給年金支払年月日	未支給年金の支払いを行った年月日を表示しま す。

## 第2 精神保健福祉法関係の場合

障害基礎年金又は障害厚生年金が支給されている者より市区町村等に対して精神障害者保健福祉手帳の交付申請があった場合に、障害年金の受給状況等の照会に対して、回答を行っているものです。

別添様式  
平成〇年〇月〇日

日本年金機構 御中

〇〇センター〇〇長  
(公印省略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付にあたり、下記のとおり照会しますので、ご回答願います。

※ 以下に該当しない場合は、括弧内に具体的な傷病名までご回答ください。  
 ① 「傷病コード06(精神障害)」と「診断書コード7(精神障害)」又は「診断書コード1(永久固定)」との組み合わせ  
 ② 「傷病コード07(脳血管疾患)」、「傷病コード14(その他の外傷)」又は「傷病コード19(中枢神経の疾患)」と「診断書コード7(精神障害)」との組み合わせ

照会・回答票

順番	年金証書の記号番号	フリガナ氏名 生年月日	住所	照会事項	回答
1	1234-567890 ・1350	おぎん 知り 年金 太郎 昭和25年4月1日		障害の等級 傷病・診断書コード 受給状況	2 級 06・7( ) 受給中・停止中
2				障害の等級	級
3				傷病・診断書コード	・( )
4				受給状況	受給中・停止中
5				障害の等級	級
6				傷病・診断書コード	・( )
7				受給状況	受給中・停止中
8				障害の等級	級
9				傷病・診断書コード	・( )
10				受給状況	受給中・停止中

上記のとおり回答します。

平成〇年〇月〇日  
日本年金機構 中央年金センター長  
(公印省略)

年金給付情報

年金の種類(年金コード)	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
年金決定年月日	2016-03-15
受給権発生年月日	2016-01-01
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード	00
年金支給停止開始年月	000000
年金支給停止終了年月	000000
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
年金決定年月日	2016-03-15
受給権発生年月日	2016-01-01
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード	00
年金支給停止開始年月	000000
年金支給停止終了年月	000000
年金差止年月日	ReasonOfNull
有期固定年数	3
認定年	2016
障害初診年月日	2014-07-01
障害等級コード	2
障害年金決定原因コード	16
障害傷病名コード(その1)	06
障害診断書コード(その1)	7
第3者行為コード	0
業務上・外コード	0
直近年金支給額変更理由コードA	F2
直近年金支給額変更理由コードB	00
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-04-01
年金支給額決定変更理由コードA	F2
年金支給額決定変更理由コードB	00
子の加給年金額情報(国民年金)	0
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	974125
配偶者加給年金額情報(厚生年金)	224300
年金支給停止額情報(厚生年金)	0
年金支給額情報(厚生年金)	1224300
年金支払情報	
年金支払年月日	2018-12-15
年金支払額情報	366404
介護保険料額情報	0
国民健康保険料額情報	0
後期高齢者医療保険料額情報	0
国民年金保険料額情報	0
年金振込予定年月日情報	2019-02-15

	回答書の項目	データ項目	説明
①	障害の等級	障害等級コード	障害等級コードから各年金法に定める障害年金の等級を表示します。 ※障害傷病名コード・障害診断書コードのいずれか又は両方に複数のコードが表示されている場合は、併合認定となるため、精神障害単独の障害等級を確認することができません。このよう

	回答書の項目	データ項目	説明
			な場合、精神障害単独の障害等級の確認が必要なときは、公用照会が必要となります。
②	傷病コード	障害傷病名コード	当該障害年金を、どのような傷病で認定が行われたかについてコード値で表示します。 ※コード値の詳細については、障害傷病名コード一覧表（別添6）を参照してください。
③	診断書コード	障害診断書コード	障害の現状に関する届出等をする場合の診断書の提出の要否及びその種類を数字で表示します。 ※コード値の詳細については、障害診断書コード一覧表（別添7）を参照してください。
④	受給情報	年金支給停止開始年月 年金支給停止終了年月 年金差止年月日	障害年金の受給状況及び停止状況を表示します。障害年金の停止がある場合、その期間をデータ項目の年金支給停止開始年月及び年金支給停止終了年月において確認することができます。（※）年金の差止が行われている場合は、年金差止年月日に差し止められた日を表示します。 ※年金が支給停止中の場合、年金支給停止終了年月は、オールゼロ（000000）又は支給停止が終了する予定年月が表示されます。 ※過去の履歴は表示されず、年金の支給停止が終了している（又は支給停止履歴がない）場合は、オールゼロ（000000）が表示されるためご注意ください（時点指定や範囲指定で停止期間中を照会しても、オールゼロとなります。）。

### 第3 児童扶養手当法関係の場合

児童扶養手当の支給申請があった場合等において、市町村等からの年金受給状況についての照会に対し、回答を行っているものです。

(別紙) (表 面)

**公的年金受給状況調査書(児童扶養手当用)**

【市町村担当者記入欄】

右の者に係る下記事項について証明をお願いします。

平成 年 月 日

住所

氏名

本人が公的年金を受給  
基礎年金番号(10桁) \_\_\_\_\_

児童が公的年金を受給  
児童氏名 \_\_\_\_\_  
基礎年金番号(10桁) \_\_\_\_\_

児童が障害基礎年金の子の加算対象  
障害基礎年金受給者氏名 \_\_\_\_\_  
基礎年金番号(10桁) \_\_\_\_\_  
児童氏名 \_\_\_\_\_

【機構記入欄】

本人が公的年金を受給	①氏名	年金 太郎	②基礎年金番号・年金コード	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1 1 5 0
	③受給の有無	有	④受給無の場合	
	⑤公的年金の種類	① 老齢基礎・老齢厚生年金	⑥受給権発生日	② 昭和 平成 29年 4月
	⑦証明日現在の年金額(年額)	③ 1,953,600 円	⑧上記の対象期間	④ 平成 30年 4月 ~
児童が公的年金を受給	①氏名	年金 四郎	②基礎年金番号・年金コード	4 3 2 1 - 0 9 8 7 6 5 - 1 4 5 0
	③受給の有無	有	④受給無の場合	
	⑤公的年金の種類	① 遺族基礎・遺族厚生年金	⑥受給権発生日	② 昭和 平成 29年 4月
	⑦証明日現在の年金額(年額)	③ 2,227,900 円	⑧上記の対象期間	④ 平成 30年 4月 ~
児童が障害基礎年金の子の加算対象	障害基礎年金受給者(児童の父又は母)について			
	①氏名	年金 太郎	②基礎年金番号・年金コード	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 5 3 5 0
	③受給の有無	有	④受給無の場合	
	⑤受給権発生日	② 昭和 平成 30年 1月	⑥受給停止の状況(有無及びその内容)	⑦ 有 (内容) ⑦
	子の加算対象となっている児童について			
	①子加算対象児童氏名(1)	年金 四郎	子加算対象児童氏名(2)	子加算対象児童氏名(3)
	②子加算の有無	有	子加算の有無	有・無
	③子加算受給無の場合	子加算の受給無の場合	子加算の受給無の場合	子加算の受給無の場合
	④子加算の対象となった月	⑧ 平成 30年 2月	子加算の対象となった月	平成 年 月
	⑤証明日現在の子加算額(年額)	⑧ 224,300 円	証明日現在の子加算額(年額)	証明日現在の子加算額(年額)
⑥上記の対象期間	⑩ 30年 2月 ~	上記の対象期間	年 月 ~ 上記の対象期間 年 月 ~	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日 日本年金機構中央年金センター長 (公明省略)

年金給付情報

年金の種類(年金コード)	1150
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生日	2017-04-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード	00
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
受給権発生日	2017-04-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード	01
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-04-01
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	779300
年金支給停止額情報(付加年金)	0
年金支給額情報(付加年金)	20000
子の加給年金額情報(厚生年金)	0
年金支給停止額情報(厚生年金)	50000
年金支給額情報(厚生年金)	1174300
子の加給年金額情報(特別支給厚生年金)	0
年金支給停止額情報(特別支給厚生年金)	0
年金支給額情報(特別支給厚生年金)	0

年金給付情報

年金の種類(年金コード)	1450
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生日	2017-04-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード	00
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-04-01
子の加給年金額情報(国民年金)	224300
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	1003600
年金支給停止額情報(厚生年金)	0
年金支給額情報(厚生年金)	1224300

年金給付情報

年金の種類(年金コード)	5350
受給権発生日	2018-01-01
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード	00
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-02-01
子の加給年金額情報	224300
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	1198425

年金資格記録情報

年金加入期間・納付等月数記録情報	
厚生年金基金加入月数情報	150
厚生年金基金納付月数情報	150
年金加入月数合計情報	400
年金納付月数合計情報	400

	回答書の項目	データ項目	説明
①	公的年金の種類	年金の種類（年金コード）	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧表（別添1）を参照してください。
②	受給権発生年月	受給権発生年月日	年金の受給権が発生した年月日を表示します。受給権発生年月は、受給権発生年月日の属する月となります。
③	証明日現在の年金額（年額） ※付加年金を除いた額	年金支給額情報 ※年金支給額情報（付加年金）を除く	年金の基本額に加給金や振替加算等の加算を加え、支給停止額を差し引いた金額を表示します。データ項目に年金支給額情報（国民年金）及び年金支給額情報（厚生年金）等、複数表示されている場合は合算した金額となります。
④	③の対象期間	年金支給開始年月日	対象期間は、年金額の決定・改定事由の発生した日の属する月の翌月からの期間であり、決定・改定後の年金額で支払が開始される期間を表示します。対象期間の開始月は、データ項目の年金支給開始年月日の属する月となります。
⑤	付加年金（加入の有無及び額）	年金支給額情報（付加年金）	付加年金の加入の有無と受給がある場合は、その金額を表示します。 年金支給額情報（付加年金）では、付加年金額に支給停止額を差し引いた金額を表示します。付加年金の加入の有無は、照会結果に年金支給額情報（付加年金）が表示されるかどうかで判断することとなります。
⑥	厚生年金基金の加入記録 ※令和元年6月より提供可能。	厚生年金基金加入月数情報	厚生年金基金の加入記録の有無を表示します。照会結果に厚生年金基金の期間がある場合は、厚生年金基金加入月数情報に加入月数を内数として表示します。そのため、加入月数が計上されているかどうかにより、厚生年金基金の加入の有無を判断します。
⑦	支給停止の状況（有無及びその内容） ※停止理由コードは令和元年6月より提供可能。	年金支給停止開始年月 年金支給停止終了年月 年金支給停止理由コード	年金が支給停止の有無とその事由を表示します。データ項目からは年金が支給停止されている期間及び事由コードを確認することができます。 ※コード値の詳細については、停止理由コード一覧表（別添2）を参照してください。 ※年金が支給停止中の場合、年金支給停止終了年月は、オールゼロ（000000）又は支給停止が終了する予定年月が表示されます。 ※過去の履歴は表示されず、年金の支給停止が終

	回答書の項目	データ項目	説明
			了している（又は支給停止履歴がない）場合は、オールゼロ（000000）が表示されるためご注意ください（時点指定や範囲指定で停止期間中を照会しても、オールゼロとなります。）。
⑧	子加算の有無 証明日現在の子 加算額（年額）	子の加給年金額情報 （国民年金）	障害基礎年金受給者に、子の加算額の支払がある場合に加算額を表示します。そのため、表示の有無により子加算の有無を判断します。なお、加算対象となっている子が複数いる場合は、合算した金額を表示します。 ※加算の対象となっている子の氏名を確認することはできません。
⑨	子加算の対象となった月	年金支給開始年月日	子の加算が行われるようになった年月を表示します。 子加算の対象となった月は、年金支給開始年月日の子の加給年金額情報から確認できます。
⑩	子の加算額の対象期間	年金支給開始年月日	子の加算情報の対象期間は、⑧の加算額が加算された月を表示します。 子の加算額の対象期間は、年金支給開始年月日の子の加給年金額情報から確認できます。

## 第4 労災保険法及び健康保険法関係の場合

労働者災害補償保険法及び健康保険法に基づく給付の決定に当たり、関係機関からの年金受給状況の照会に対し、回答を行っているものです。

日本年金機構 御中	平成〇年〇月〇日	年金給付情報
〇〇健康保険組合 (公印省略)	〇〇健康保険組合 (公印省略)	年金の種類(年金コード) 1350
傷病手当金との併給調整のため、健康保険法第108条に基づき、下記の者にかかる給付状況について照会いたします。		年金基本情報
被保険者の基本情報		受給年金制度情報 国民年金
基礎年金番号・年金コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3 5 0	年金決定年月日 2018-03-15
住所		受給権発生年月日 2018-01-01
フリガナ	初ネン タロウ	受給権失権年月日 ReasonOfNull
氏名	年金 太郎 (男)・女)	時効該当年月日 ReasonOfNull
生年月日	(明治・大正・昭和・平成) 45年4月1日	年金支給停止理由コード(その1) 00
傷病手当金請求期間	平成29年5月5日から平成30年5月5日まで	年金支給停止開始年月(その1) 000000
	※基礎年金番号・年金コードはわかる場合のみ記載しています。	年金支給停止終了年月(その1) 000000
〇〇健康保険組合 殿	平成〇年〇月〇日	年金基本情報
下記のとおり返答いたします。	日本年金機構 中央年金センター長 (公印省略)	受給年金制度情報 厚生年金
		年金決定年月日 2018-03-15
		受給権発生年月日 2018-01-01
		受給権失権年月日 ReasonOfNull
		時効該当年月日 ReasonOfNull
		年金支給停止理由コード(その1) 00
		年金支給停止開始年月(その1) 000000
		年金支給停止終了年月(その1) 000000
		年金差止年月日 ReasonOfNull
		障害初診年月日 2016-07-01
		障害等級コード 1
		障害年金決定原因コード 05
		障害傷病名コード(その1) 12
		障害診断書コード(その1) 1
		第3者行為コード 0
		業務上・外区分コード 0
		年金基本額情報
		年金支給開始年月日 2018-04-01
		年金支給額決定変更理由コードA F2
		年金支給額決定変更理由コードB 00
		子の加給年金額情報(国民年金) 0
		年金支給停止額情報(国民年金) 0
		年金支給額情報(国民年金) 974125
		年金支給停止額情報(厚生年金) 0
		年金支給額情報(厚生年金) 1224300
		年金支払情報
		年金支払年月日 2018-06-15
		年金振込予定年月日 2019-04-15
		年金振込予定年月日 2019-04-15

回答書の項目	データ項目	説明
① 年金種別	年金の種類(年金コード)	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧表(別添1)を参照してください。
② 裁定年月日	年金決定年月日	機構において年金の決定(裁定)を行った年月日を表示します。

	回答書の項目	データ項目	説明
③	受給権発生年月日	受給権発生年月日	年金の受給権が発生した年月日を表示します。
④	支給開始年月	—	年金の支給が開始された年月は、受給権発生年月日の翌月となります。
⑤	障害年金受給の場合、初診日	障害初診年月日	障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日を表示します。
⑥	障害年金受給の場合、傷病コード	障害傷病名コード	当該障害年金を、どのような傷病で認定が行われたかについてコード値で表示します。 ※コード値の詳細については、障害傷病名コード一覧表（別添6）を参照してください。
⑦	障害年金受給の場合、診断書コード	障害診断書コード	障害の現状に関する届出等をする場合の診断書の提出の要否及びその種類を数字で表示します。 ※コード値の詳細については、障害診断書コード一覧表（別添7）を参照してください。
⑧	改定年月	年金支給開始年月日	改定年月は、年金額の決定・改定事由の発生した日の属する月の翌月*であり、決定・改定後の年金額で支払が開始される年月を表示します。改定年月は、データ項目の年金支給開始年月日の属する月となります。 ※毎年度のマクロ経済スライド等による年金額の改定ルールに基づく年金額改定の場合（年金支給額決定変更理由コードA：F2、年金支給額決定変更理由コードB：00の場合）は、改定年月は原則4月となります。
⑨	支給額（年額）	年金支給額情報	年金の基本額に加給金や振替加算等の加算を加え、支給停止額を差し引いた金額を表示します。データ項目に年金支給額情報（国民年金）、年金支給額情報（付加年金）及び年金支給額情報（厚生年金）等、複数表示されている場合は合算した金額となります。
⑩	停止額（年額）	年金支給停止額情報	支給停止される金額を表示します。データ項目に年金支給停止額情報（国民年金）、年金支給停止額情報（付加年金）及び年金支給停止額情報（厚生年金）等、複数表示されている場合は合算した金額となります。
⑪	改定・停止事由	年金支給額決定変更理由コードA 年金支給額決定変更理	決定・変更理由は、年金支給額決定変更理由コードAと年金支給額決定変更理由コードBを組み合わせ判定します。

	回答書の項目	データ項目	説明
		由コードB	※年金支給額決定変更理由コードの読み方は、変更理由コード一覧表（別添5）を参照してください。

## 参考 共済組合等が情報提供者となる年金関係情報のデータ

### 第1節 共済組合等が情報提供者となる場合

平成27年10月1日に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号、以下「被用者年金一元化法」という。）が施行され、これまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者の年金制度が厚生年金に統一されました。ただし、平成27年10月以降の統一後の厚生年金の記録管理、決定・支払等は、これまでどおり、日本年金機構または各共済組合等が「実施機関」としてそれぞれ行っており、それぞれの実施機関において情報を保有しています。

また、各共済組合等からは、統一前の共済年金制度による各種共済年金を引き続き支給しており、これらの共済年金に係る年金関係情報も、それぞれの共済組合等において情報を保有しています。

参考：被用者年金一元化と実施機関の関係

一元化法施行前の期間	一元化法施行後の 厚生年金被保険者の種別	実 施 機 関
厚生年金保険の被保険者	第1号厚生年金被保険者	厚生労働大臣（日本年金機構）
国家公務員共済組合の組合員	第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
地方公務員等共済組合の組合員	第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
私立学校教職員共済制度の加入者	第4号厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

制度的な説明は第2節で行いますが、以下、年金関係情報を照会する際の留意点等について説明します。

#### 第1 年金関係情報の情報提供者に係る留意点

年金関係情報については、機構以外に、共済組合等が情報提供者となる年金関係情報があり、これらの年金関係情報についての取扱い方法等については、

- ・ 「国家公務員共済組合連合会が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項」（以下「国共済留意事項」という。）
- ・ 「地方公務員共済組合が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項」（以下「地共済留意事項」という。）
- ・ 「日本私立学校振興・共済事業団が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項」（以下「私学共済留意事項」という。）

により示されています。

情報照会を行う事務手続の中には、同一内容の事務について、機構のみではなく、共済組合等に対しても情報照会を行う事務手続があります。例えば、収入要件を確認する事務手続では、複数の公的年金の受給額情報についてそれぞれの機関に情報照会を行い、実際に支給されている年金支給額の総額を把握する必要があり、そのような事務手続が代表例です。

このような事務手続において、網羅的に情報を確認しようとする場合（機構や共済組合等の何処かの実施機関から年金を受給しているか又は受給していないか、網羅的に照会する場合）には、機構を含め、以下の9つの実施機関の全てに対して情報照会を行うことが必要になります。特に、地方公務員共済組合については、6つの実施機関が各々データ管理を行っていることに留意が必要です。

機関コード	年金実施機関名称
0710470000001700	日本年金機構
0510180000001700	国家公務員共済組合連合会
0210480000001700	地方職員共済組合
0210480000101700	地方職員共済組合団体共済部
0210480000201700	公立学校共済組合
0210480000301700	警察共済組合
0210480000401700	東京都職員共済組合
0210480000501700	全国市町村職員共済組合連合会
0610070000001700	日本私立学校振興・共済事業団

※ 地方公務員共済組合連合会は地方公務員共済組合の集約機関として位置づけられています。

## 第2 複数の実施機関から年金関係情報を提供する場合

- ・ 国民年金（基礎年金）に係る情報については、機構で資格記録情報・給付情報が管理されており、共済組合等では管理していません。したがって、共済組合等が支給している厚生年金や共済年金（2階部分）と合わせて支給されている国民年金（基礎年金）（1階部分）の支給を確認する必要がある場合は、必ず機構と共済組合等の両方に情報照会を行う必要があります。
- ・ 被保険者や年金受給権者について、過去に転職等により、民間企業において厚生年金に加入した期間と公務員等として共済組合等に加入した期間の複数がある場合、資格記録情報も年金給付情報も機構と共済組合等のそれぞれの実施機関で管理しています。
- ・ 厚生年金について、機構及び共済組合等との間で、同一の時期に重ねて厚生年金に加入することはできないこととなっています。複数の機関で厚生年金に加入していた場合、それぞれの機関からそれぞれの期間に係る厚生年金が支給されます。例えば、民間企業に勤務後に私立大学の職員となり、その後国家公務員となった者については、機構、日本私立学校振興・共済事業団及び国家公務員共済組合連合会からそれぞれ老齢厚生年金が支給されるため、3つの実施機関に対して情報照会を行う必要があります。

- 国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の期間については通算関係があり、期間を通算するための原票移管制度が存在します。(私学共済の期間とは通算関係は存在しません。)

例えば、地方公務員である者が国家公務員となった場合、地方公務員の期間が国家公務員の期間と通算され、両方の期間の年金の支払いを国家公務員共済組合連合会が行うこととなります。そのため、原則として、年金情報の情報照会先は国家公務員共済組合連合会のみとなります。ただし、過去に地方公務員共済組合で年金を決定し、年金の支払を受けていた受給権者が国家公務員となった場合は、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合連合会それぞれが支払った記録を管理しているため、年金支払情報の情報照会先は地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会となります。

反対に、国家公務員が退職後に地方公務員となった場合、年金の支払いは地方公務員共済組合から行われることとなり、原則として、年金情報の情報照会先は地方公務員共済組合のみとなります。(過去に国家公務員共済組合連合会で年金を決定し、支払を受けていた受給権者が地方公務員となった場合は、国家公務員共済組合連合会と地方公務員共済組合それぞれが支払った記録を管理しているため、年金支払情報の情報照会先は地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会となります。)

- 地方公務員共済組合には6つの共済組合がありますが、転職等により複数の共済組合の加入履歴がある場合には、原則として、最後に所属した共済組合から年金が支給されることとなります。(地共済留意事項P1~2 参照)

## 第2節 年金関係情報の制度的な差異

平成27年10月1日に被用者年金一元化法が施行され、これまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者の年金制度が厚生年金に統一されました。

統一前は、公務員及び私学教職員は共済年金に加入しており、共済組合等では共済年金を支給していましたが、被用者年金一元化以降、被用者年金制度は一元化され、公務員及び私学教職員も厚生年金に加入することとなりました。

被用者年金一元化前の公的年金制度

厚生年金	共 済 年 金		
	国家公務員 共済組合	地方公務員 共済組合	日本私立学校振興・ 共済事業団
国 民 年 金			

被用者年金一元化後の公的年金制度

厚 生 年 金
国 民 年 金

共済組合等では、被用者年金一元化前に年金の受給権が発生している受給者には「共済年金」を支給し、被用者一元化後に年金の受給権が発生した受給者には「厚生年金」を支給しています。

機構から提供する情報と共済組合等から提供する情報には、以下の違いがあります。

	日本年金機構	共済組合等
国民年金	○	—
厚生年金	○	○ (被用者年金一元化後に受給権が発生したもの)
共済年金	○ (旧三公社・農林年金)	○ (※ 既裁定共済年金・経過職域加算額)

※

- 「既裁定共済年金」 : 被用者年金一元化前に受給権が発生した年金  
「経過職域加算額」 : 被用者年金一元化前に加入期間を有する者が、被用者年金一元後に受給要件を満たした場合に、厚生年金と合わせて支給される年金

各共済組合等が支給する年金給付情報については、それぞれ国共済留意事項のP11～15、地共済留意事項のP10～14、私学共済留意事項のP9～14、に記載されておりますので、詳しくはこちらをご確認ください。

また、共済組合等においては、過去に退職一時金<sup>※</sup>の支給を受けた者が、その後、厚生年金を受給した場合、退職一時金支給済み期間が年金の算定基礎となるときは原則として、その退職一時金として受けた額に利子を加えて返還していただくことになっています。

※ 退職一時金

昭和54年12月31日までであった制度で、組合員（加入者）期間が20年未満の者が退職した際に支給される一時金

### 第3節 年金関係情報のデータ項目の差異

機構と共済組合等で、制度上及びシステム上の違いから、提供するデータ項目に差異があります。

ここでは、年金基本情報、年金基本額情報、年金支払情報について、差異を記載しています。

また、各共済組合等のデータ項目の説明については、国共済留意事項のP16～23、地共済留意事項のP15～23、私学共済留意事項のP15～27、にそれぞれ記載されておりますので、詳しくはこちらをご確認ください。

#### ■年金基本情報

小項目名	日本年金機構	国家公務員 共済組合連合会	地方公務員 共済組合	日本私立学校振興・ 共済事業団
受給年金制度情報	○	○	○	○
年金決定年月日	○	○	○	○
受給権発生年月日	○	○	○	○
受給権失権年月日	○	○	○	○
年金支給停止理由コード	○	—	○	○
年金支給停止開始年月	○	—	○	○
年金支給停止終了年月	○	—	—	○
年金差止年月日	○	—	○	—
初回年金支払年月日	○	—	—	—

#### 留意点

※ 共済組合等では、受給年金制度情報のうち、「共済年金」は一元化前（平成27年10月1日前）に受給権が発生した「既裁定共済年金」を示し、「職域加算額部分の経過措置」は一元化後（平成27年10月1日以後）に受給権が発生した「共済年金（経過的職域加算額）」を示します。

## ■年金基本額情報

小項目名	日本年金機構	国家公務員 共済組合連合会	地方公務員 共済組合	日本私立学校振興・ 共済事業団
年金支給開始年月日	○	○	○	○
年金支給額決定変更理由コード	○	○	—	○
年金支給停止額情報	○	○	○	○
年金支給額情報	○	○（*）	○	○
子の加給年金額情報	○	○	—	○
配偶者加給年金額情報	○	○	—	○
寡婦加算額情報	○	○	—	○

\*国家公務員共済組合連合会から提供される「年金支給額情報」は、令和2年6月のデータ標準レイアウト改版までは「基本年金額情報」の名称となります。

### 留意点

- ※ 「子の加給年金額情報」、「配偶者加給年金額情報」、「寡婦加算額情報」といった各種加算額情報は、「年金支給額情報」（国家公務員共済組合連合会では令和2年6月までは「基本年金額情報」）又は「年金支給停止額情報」の『内数』として表示しております。地方公務員共済組合の場合、『内数』となりますが、額の内訳までは確認できません（地共済留意事項P17～18参照）
- ※ 地方公務員共済組合では、「年金支給開始年月」、「年金支給停止額情報」、「年金支給額情報」は、小項目ではなく、細項目になります。

## ■年金支払情報

小項目名	日本年金機構	国家公務員 共済組合連合会	地方公務員 共済組合	日本私立学校振興・ 共済事業団
年金支払年月日	○	○	○	○
年金支払額情報	○	○	○	○
所得税額情報	○	○	○	○
介護保険料額情報	○	○	○	○
国民健康保険料額情報	○	○	○	○
後期高齢者医療保険料額情報	○	○	○	○
住民税額情報	○	○	○	○
退職一時金返還額	—	○	—	—
控除額（過払いの額等）	—	○	—	—
損害賠償額	—	○	—	—

### 留意点

- ※ 国家公務員共済組合連合会では、他機関と異なり、「退職一時金返還額」、「控除額（過払い額等）」、「損害賠償額」といったデータ項目が存在します。
- ※ 地方公務員共済組合（公立学校共済組合を除く）では、過去に遡って年金の決定・改定を行い、複数の支払各月分を一括して支払った場合には、それぞれ支払うべき支払各月に割り振って「年金支払

額情報」を表示しています。公立学校共済組合では、機構等と同様に一括して支給した額を表示し  
ず（地共済留意事項P19参照）。

## 第4節 年金関係情報の副本登録のルールの変更

年金機構及び各共済組合等で、副本登録のタイミングや、最新の情報を提供できるまでのおよその期間が  
異なっています。

各共済組合等の副本登録のルールについては、「国共済留意事項」のP24、「地共済留意事項」のP24  
～25、「私学共済留意事項」のP28、にそれぞれ記載されておりますので、詳しくはこちらをご確認くだ  
さい。

参考として、機構と各共済組合等の副本登録ルールの主な差異を以下に記載します。

参考：年金関係情報の副本登録ルール比較

		年金給付情報		年金資格記録情報 (年金加入期間情報)	老齢福祉年金情報	障害手当金記録情報	特別障害給付金情報
		新規裁定時・年金額改定時(随時)	額改定時(年次(4月))				
機構	基本額 情報	前月分までの情報を当月末(第17営業日)までに登録 (例:9月分までの情報を10月末までに登録)	4月に改定が行われると、 5月末(第17営業日)ま でに副本登録	前月末時点の情報を 毎月中旬(第10営業 日)までに登録	4か月に一度の支払 期ごとに当月までの 支払情報等を第13營 業日に登録	前月末時点の情報を 毎月中旬(第10営業 日)までに登録	偶数月の支払期ごと に当月までの支払情 報等を第13営業日に 登録
	支払額 情報	毎月15日支払い分を当月末(第17営業日)までに登録 (例:10月15日支払分を10月末までに登録)	6月支払分を6月末(第17 営業日)までに副本登録				
国共済	基本額 情報	前日分までの情報を翌日に副本登録	4月に改定が行われると、 5月末までに副本登録				
	支払額 情報	(支払が遡る場合(随時送金の情報)) 前日分までの支払情報を翌日に副本登録 (支払が遡らない場合(次回の定期送金時の情報)) 定期支払い分を当月末までに登録	6月支払分を6月末までに 副本登録				
地共済	基本額 情報	【地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、警 察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済 組合連合会】 登録月が偶数月の場合は、支給開始年月日が前月末ま での情報を登録 登録月が奇数月の場合は、支給開始年月日が前々月末ま での情報を登録 ただし、当月中旬までの処理分を当月末までに登録 (例:10月の場合、9月までの情報を登録、11月 の場合、9月までの情報を登録)  【公立学校共済組合】 前月分までの情報を当月末までに登録 (例:9月分までの情報を10月末までに登録)	4月に改定が行われると、 6月末までに副本登録				
	支払額 情報	【地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、警 察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済 組合連合会】 毎月15日支払い分を当月末までに登録 (例:10月15日支払分を10月末までに登録)  【公立学校共済組合】 偶数月の15日支払分及び当月上旬までの随時支払分を 当月末までに登録 (例:10月15日支払分を10月末までに登録)	6月支払分を6月末までに 副本登録				
私学	基本額 情報	毎月第2金曜日までに裁定処理(決定処理)された情報を、 翌週第3日曜日までに登録。(例:10月11日改定分 を10月20日までに登録。※2019年の場合)	4月に改定が行われると、 5月第3日曜日までに副本 登録	毎月第2金曜日ま でに裁定処理(決定処 理)された情報を、 翌週第3日曜日ま でに登録。		毎月第2金曜日ま でに裁定処理(決定処 理)された情報を第 3日曜日	
	支払額 情報	(支払が遡る場合(随時送金の情報)) 毎月第2金曜日までの支払情報を、翌週第3日曜日ま でに登録。 (支払が遡らない場合(次回の定期送金時の情報)) 定期支払分を偶数月の第3日曜日までに登録。	6月定期支払分を6月第3 日曜日までに副本登録				

## 別添1 年金コード一覧表

年金コード	制度	年金種別
115X	新法	老齢基礎・老齢厚生年金 特別支給の老齢厚生年金 老齢基礎年金
135X		障害基礎・障害厚生年金
145X		遺族基礎・遺族厚生年金
265X	新短期	障害基礎年金（障害福祉年金決定替分）
275X		遺族基礎年金（母子年金決定替分）
285X		遺族基礎年金（準母子年金決定替分）
535X		障害基礎年金
595X		寡婦年金
635X		障害基礎年金（20歳前）
645X		遺族基礎年金
117X	新共済	退職共済年金
137X		障害共済年金
147X		遺族共済年金
012X	旧国年	老齢年金（26条・76条）
022X		老齢年金（78条）
032X		老齢年金（旧令陸軍共済）
042X		老齢年金（5年年金）
052X		通算老齢年金
013X	旧厚年	老齢年金
023X		通算老齢年金
033X		障害年金
043X		遺族年金
053X		寡婦年金
063X		かん夫年金
073X		遺児年金
083X		特例老齢年金
093X		通算遺族年金
103X		特例遺族年金（新法含む）
062X	旧短期	障害年金
072X		母子年金
082X		準母子年金
092X		寡婦年金
102X		遺児年金
014X	旧船保	老齢年金
024X		通算老齢年金
034X		障害年金
044X		遺族年金
054X		寡婦年金
064X		養老年金
074X		遺児年金
084X		特例老齢年金
094X		通算遺族年金
104X		特例遺族年金（新法含む）
016X	旧共済	退職年金・減額退職年金
026X		通算退職年金
036X		障害年金
046X		遺族年金
096X		通算遺族年金

「X」は通常「0」を表示しますが、同一年金の2度目以降の年金決定の場合は1以上の数字を表示します。

別添2 停止理由コード一覧表

コード	内 容
<b>&lt;新法&gt;以下の年金コードに該当する場合 115X 135X 145X</b>	
00	停止なし
01	資格取得（共済以外）による在職停止
02	併給選択による一部停止、船保上の一部停止
03	併給選択による全額停止、共済年金受給による全額停止
04	地方庁年金選択による全額停止
06	受給者の所在不明による遺族年金停止
07	他の法律による業務上障害・遺族補償受給
08	行政処分
09	第三者行為による停止及び援護法との調整
10	共済資格取得による在職停止
11	障害不該当
12	障害基礎3級該当
13	同順位者受給による遺族年金停止、受給権者たる妻（夫）がある場合の子の遺族年金停止、遺族基礎の受給者たる子がある場合の遺族基礎の受給権を有しない妻（夫）の遺族厚生年金停止、遺族厚生年金の受給権者たる子がある場合の厚生年金停止
14	生計同一の父母がいることによる子の遺族基礎年金停止
15	老齢基礎年金の繰上支給による特別支給の老齢厚生年金停止
16	同一事由による共済の障害・遺族年金選択による障害・遺族厚生年金停止
17	遺族厚生年金の55～60歳到達まで停止又は障害回復による停止
18	受給権者の申出による支給停止
20	平成6年法改正による遺族と老齢の併給特例による停止
21	障害年金との併給による一部停止
22	障害年金との併給による一部停止（平成6年法改正併給特例含む）
30	特例による統合共済在職支給停止
31	失業給付受給による支給停止
32	高齢雇用継続給付受給による支給停止
33	高齢再就職給付受給による支給停止
50	特定受給者の支給要件の消滅による支給停止
70	老齢厚生（退職共済）年金相当額の遺族厚生年金支給停止
80	議員資格取得による支給停止
81	議員在職届未提出による差止
<b>&lt;新・旧短期&gt;以下の年金コードに該当する場合 062X 072X 082X 092X 102X 265X 275X 285X 535X 595X 635X 645X</b>	
00	停止なし
03	併給選択による全額停止
04	地方庁年金選択による全額停止
06	受給者の所在不明による遺族年金停止
07	労基法による業務上障害・遺族補償受給（6年間停止）
08	行政処分
09	第三者行為による停止（損害賠償額相当）
11	障害不該当
12	障害基礎3級該当
13	同順位者受給による停止
14	生計同一の父母がいることによる子の遺族基礎停止
18	受給権者の申出による支給停止
51	同一障害による公的年金受給に伴う一部停止（公的年金相当額）
52	同一障害による公的年金受給に伴う全額停止
53	夫死亡による公的年金受給による一部停止（公的年金相当額）
54	夫死亡による公的年金受給による全額停止
55	遺児が母子・準母子の対象児であることによる一部停止（福祉も含む）
56	遺児が母子・準母子の対象児であることによる全額停止（福祉も含む）
57	恩給法・労災等による一部停止
58	恩給法・労災等による全額停止
59	母子受給による準母子停止
60	60歳前の寡婦年金停止
61	監獄拘束・少年院収容・国外居住による停止
62	本人の所得制限による全額停止
63	扶養親族の所得制限による停止
64	風水害等による補償を上回る所得による停止
65	本人の所得制限による一部停止
<b>&lt;旧厚年・船保&gt;以下の年金コードに該当する場合 013X 023X 033X 043X 053X 063X 073X 083X 093X 103X 014X 024X 034X 044X 054X 064X 074X 084X 094X 104X</b>	
00	停止なし
01	厚生年金保険又は船員保険の資格取得
02	（厚年）遺族年金選択による一部停止 （船保）遺族年金（上外）障害年金（上）の選択による一部停止

## 別添2 停止理由コード一覧表

コード	内 容
03	他年金選択による全額停止（共済年金含む）
04	地方庁年金選択による全額停止
05	（船保）漁船短期老齢年金受給者の厚年資格取得
06	受給者の所在不明による遺族年金停止
07	他の法律による業務上障害・遺族補償受給
08	行政処分
09	（厚年）第三者行為による停止 （船保）第三者行為による停止及び援護法との調整
10	（厚年）通算老齢年金・特例老齢年金受給者の船保資格取得 （船保）通算老齢年金・特例老齢年金受給者の厚年資格取得
11	障害不該当
12	若齢老齢の障害不該当
13	同順位者受給による停止
18	受給権者の申出による支給停止
80	議員資格取得による支給停止
81	議員在職届未提出による差止
<b>&lt;旧国年&gt;以下の年金コードに該当する場合 012×022×032×042×052×</b>	
00	停止なし
03	他年金選択（新法、旧法厚年・船保、共済（新・旧）を選択した場合）
04	地方庁年金選択による全額停止
08	行政処分又は申出による支給停止
18	受給権者の申出による支給停止
<b>&lt;三共済&gt;以下の年金コードに該当する場合 016×026×036×046×096×117×137×147×</b>	
00	停止なし
01	厚年（旧三共済）資格取得による在職停止
02	併給選択等による一部停止
03	併給選択による全額停止
06	受給者の所在不明による遺族年金停止
08	行政処分
11	障害不該当
15	老齢基礎繰上支給による特別支給の退職共済年金の停止
17	遺族共済年金の60歳到達まで停止又は障害回復による停止
18	受給権者の申出による支給停止
20	平成6年法改正による遺族と老齢の併給特例による停止
31	失業給付との併給調整による停止
32	高年齢雇用継続給付との併給調整による停止
33	高年齢再就職給付との併給調整による停止
40	厚年資格取得による一部停止
41	国共連等との差額年金支給による一部停止
42	禁固・懲戒処分による職域部分の一部停止
43	停職処分による職域部分の一部停止
44	国家公務員災害補償法等による補償受給による公務上年金の停止
45	支給開始年齢到達による若年停止
50	特定受給者の支給要件の消滅による支給停止
70	老齢厚生（退職共済）相当額の遺族共済支給停止
80	議員資格取得による支給停止
81	議員在職届未提出による差止

## 別添3 失権理由コード一覧表

コード	内 容
<b>&lt;新法&gt;以下の年金コードに該当する場合 115X 135X 145X</b>	
01	死亡
04	併合認定
05	障害不該当3年経過
07	婚姻・養子縁組・離縁、障害回復（子の受給する遺族基礎・厚生年金については18～20歳の間、船保上は18歳以上）
08	子の遺族年金18歳年度未到達（船保上以外の障害の子が受給する遺族年金20歳到達）
09	胎児出生
10	先順位者判明（船保上）
12	子の受給権消滅による妻（夫）の遺族基礎失権
13	子との生計同一消滅による妻の遺族基礎失権、子の直系血族・姻族との養子縁組による妻の遺族基礎年金失権
14	65歳到達による特老厚失権
16	5年経過による若齢期の妻の遺族厚生失権
<b>&lt;新・旧短期&gt;以下の年金コードに該当する場合 062X 072X 082X 092X 102X 265X 275X 285X 535X 595X 635X 645X</b>	
01	死亡
04	併合認定
05	障害不該当3年経過
07	本人の婚姻、直系血族・直系婚姻以外の養子・離縁、障害不該当
08	18歳年度未到達・20歳到達
12	すべての子（孫）の死亡・婚姻・妻以外との養子縁組・離縁・妻との生計同一子の18歳年度末・20歳到達による妻の遺族基礎年金の失権
13	子との生計同一消滅による妻の遺族基礎失権、子の直系血族・姻族との養子縁組による妻の遺族基礎年金失権
50	父又は母と生計同一
51	65歳到達
52	老齢基礎年金の受給権発生による新法寡婦年金の失権
<b>&lt;旧厚年・船保&gt;以下の年金コードに該当する場合 013X 023X 033X 043X 053X 063X 073X 083X 093X 103X 014X 024X 034X 044X 054X 064X 074X 084X 094X 104X</b>	
01	死亡
02	(厚) 厚年又は船保資格取得 (船) 船保資格取得
03	(厚) 船保老齢受給 (船) 厚年資格取得
04	(厚) 厚年・船保の老齢受給、併合認定・厚年通老受給 (船) 厚年・船保の老齢受給、船保通老受給
05	障害不該当3年経過
06	共済からの受給、共済組合員の資格取得
07	障害回復・婚姻・養子縁組・離縁
08	18歳年度未到達
09	胎児出生
10	(船) 先順位者判明
11	(船) 併合認定
<b>&lt;旧国年&gt;以下の年金コードに該当する場合 012×022×032×042×052×</b>	
01	死亡
02	年金種別03の通老・老齢福祉年金受給
<b>&lt;三共済&gt;以下の年金コードに該当する場合 016×026×036×046×096×117×137×147×</b>	
01	死亡
04	退職年金受給・併合認定
05	障害不該当3年経過
07	婚姻・養子縁組・離縁、障害回復（18歳以上）
08	子の遺族年金18歳年度未到達（障害の子を除く）
09	胎児出生
10	先順位者判明
14	65歳到達による特退共、繰減失権
15	他共済への原票移管

別添4 再決定理由コード一覧表

コード	内 容
<b>&lt;新法&gt;&lt;新・旧短期&gt;以下の年金コードに該当する場合 年金コード：115X 135X 145X 062X 072X 082X 092X 102X 265X 275X 285X 535X 595X 635X 645X</b>	
01	被保険者記録の訂正・追加・削除
02	受給権者(被保険者)生年月日の訂正
03	受給権発生年月日の訂正
04	遺族年金の加給年金対象者の脱漏
05	遺族年金の受給権者数の訂正
06	障害年金の年金額が加重認定の結果、従前より低額となったため
07	失権処理の誤り
08	遺族年金の転給
09	遺族年金の長期・短期選択の変更
10	その他
11	老齢基礎年金受給権発生後の3号特例納付による納付記録の訂正、追加、削除
12	中国残留邦人の特例措置による額改定(免除申請)
13	中国残留邦人の特例措置による額改定(追納申請)
14	中国残留邦人の特例措置による遡及改定申請
15	老齢厚生年金(退職共済年金)の年金額変更による遺族厚生年金額の訂正
16	国年記録の訂正・追加・削除
17	二以上事業所勤務処理に伴う年金額見直し
20	減額事案
21	時効特例法に該当しない訂正
22	昭和55年改正法附則第63条による額改定
23	受給権発生後の被保険者記録の訂正、追加、削除
24	老基諸変更裁定済者にかかる国民年金納付記録の訂正、追加、削除
25	減額再裁定の取消
26	審査請求等容認による訂正
27	特別処理(増額)※システムで自動処理ができない場合の手作業処理
28	特別処理(減額)※システムで自動処理ができない場合の手作業処理
29	胎児出生による額改定
60	加給金付け替え
61	高在老平均支給率(2以上、議員)
62	月跨ぎ転職
63	長期特例該当
64	受給権発生後の他実施機関情報追加
69	その他(一元化)
80	特例老齢農林年金の受給権発生に伴うみなし厚生年金期間追加による額改定
<b>&lt;旧厚年&gt;以下の年金コードに該当する場合 年金コード：013X 023X 083X 033X 043X 053X 063X 073X 093X 103X</b>	
01	被保険者記録の脱漏
02	被保険者記録の訂正
03	被保険者種別の訂正
04	受給者の喪失発生又は在職発生の誤り
05	受給権者(被保険者)生年月日の訂正
06	受給権発生年月日の訂正
07	遺族年金の加給年金対象者の脱漏
08	遺族年金の受給権者数の訂正
09	障害年金の年金額が加重認定の結果、併合前より低額となったため
10	失権処理の誤り
11	遺族年金の転給
12	その他
14	二以上事業所勤務処理に伴う年金額見直し
15	二以上事業所勤務処理に伴う年金額見直し(減額事案)
20	減額事案
21	時効特例法に該当しない訂正
22	昭和55年改正法附則第63条による額改定
23	受給権発生後の被保険者記録の訂正、追加、削除(時効あり)
24	受給権発生後の被保険者記録の訂正、追加、削除(時効なし)
25	減額再裁定の取消
26	審査請求等容認による訂正
<b>&lt;旧船保&gt;以下の年金コードに該当する場合 年金コード：014X 024X 064X 084X 034X 044X 054X 074X 094X 104X</b>	
01	被保険者記録の脱漏
02	被保険者記録の訂正
03	被保険者種別の訂正
04	受給権の喪失発生又は、在職発生の誤り
05	受給権者(被保険者)生年月日訂正
06	受給権発生年月日の訂正
07	遺族年金の加給年金対象者の脱漏
08	遺族年金の受給権者数の訂正
09	障害年金の年金額が加重設定の結果、併合前より低額となったため
10	失権処理の誤り
11	遺族年金の転給
12	障害年金・遺族年金の職務外から職務上への訂正

別添4 再決定理由コード一覧表

コード	内 容
13	その他
14	二以上事業所勤務処理に伴う年金額見直し
15	二以上事業所勤務処理に伴う年金額見直し (減額事案)
20	減額事案
21	時効特例法に該当しない訂正
22	昭和55年改正法附則第63条による額改定
23	受給権発生後の被保険者記録の訂正、追加、削除 (時効あり)
24	受給権発生後の被保険者記録の訂正、追加、削除 (時効なし)
25	減額再裁定の取消
26	審査請求等容認による訂正
<旧国年>以下の年金コードに該当する場合 年金コード：012X 022X 032X 042X 052X	
01	被保険者記録の訂正・追加・削除
02	受給権者 (被保険者) 生年月日訂正
03	受給権発生年月日の訂正
07	失権処理の誤り
10	その他
11	老齢基礎年金受給権発生後の3号特例納付による納付の記録の訂正、追加、削除
12	中国残留邦人の特例処置による額改定 (免除申請)
13	中国残留邦人の特例処置による額改定 (追納申請)
14	中国残留邦人の特例措置による遡及改定申請
20	減額事案
00	その他 (平成27年10月以前の再決定事由)
<三共済>以下の年金コードに該当する場合 年金コード：016X 026X 036X 046X 096X 117X 137X 147X	
01	被保険者記録の訂正、追加、削除
02	受給権者 (被保険者) 生年月日の訂正
03	受給権発生年月日の訂正
04	加給年金対象者の脱漏、訂正
05	障害年金の年金額が加重認定の結果、従前より低額となったため
06	失権処理の誤り
07	障害年金・遺族年金の公務上外の訂正
08	遺族年金の長期・短期の選択変更
09	役員の退任にかかる退職年金の全額停止解除
10	繰上減額された特別支給の退職共済年金の本来支給開始年齢未到達による加給金停止
11	その他
12	改定取消
13	加給年金対象者の変更
14	障害関係変更・訂正
15	寡婦加算不該当
16	寡婦加算不該当表示の抹消
17	遺族受給者の他制度老齢等受給による寡婦加算停止
18	遺族受給者の他制度老齢等失権又は全額停止による寡婦加算加給開始
19	遺族基礎年金失権による加算 (中高齢寡婦加算) 開始
20	厚年の中高齢寡婦加算を受けられることによる共済の中高齢加算加算停止
21	厚年の中高齢寡婦加算を受けられなくなったことによる共済の中高齢寡婦加算開始
22	障害等級変更
23	その他障害併給額の改定
24	加入制度の訂正収録
25	事業所整理記号番号の訂正
26	他年金種別の訂正・収録
27	他年金証書記号番号の削除
28	共済証書記号番号の追加・削除
29	配偶者基礎年金番号の削除
30	配偶者基礎年金番号の追加・収録
31	年金分割による額改定
32	3号分割による額改定
34	追加費用削減による額改定
35	老厚 (2以上) 年金者の繰下請求における按分による額改定
36	激変緩和措置対象又は老厚 (2以上) 年金按分者の雇用併給停止
37	一元化に伴う在職停止によりS61.3.31保障額が高額
38	二以上事業所勤務処理に伴う年金額見直し
<農林>以下の年金コードに該当する場合 年金コード：016X 026X 036X 046X 096X 117X 137X 147X のうち農林年金のもの	
01	被保険者記録の訂正、追加、削除
02	受給権者 (被保険者) 生年月日の訂正
03	受給権発生年月日の訂正
04	加給年金対象者の脱漏、訂正
05	障害年金の年金額が加重認定の結果、従前より低額となったため
06	失権処理の誤り
07	障害年金・遺族年金の公務上外の訂正
08	遺族年金の長期・短期の選択変更
09	役員の退任にかかる退職年金の全額停止解除
10	繰上減額された特別支給の退職共済年金の本来支給開始年齢未到達による加給金停止
11	その他
12	改定取消

## 別添4 再決定理由コード一覧表

コード	内 容
13	加給年金対象者の変更
14	障害関係変更・訂正
15	寡婦加算不該当
16	寡婦加算不該当表示抹消
17	遺族受給者の他制度老齢等受給による寡婦加算停止
18	遺族受給者の他制度老齢等失権又は全額停止による寡婦加算加給開始
19	妻の遺族基礎年金失権による加算（中高齢寡婦加算）開始
20	厚年の中高齢寡婦加算を受けられることによる共済の中高齢寡婦加算停止
21	厚年の中高齢寡婦加算を受けられなくなったことによる共済の中高齢寡婦加算開始
22	障害等級変更
23	その他障害併給額の改定
24	加入制度の訂正収録
25	事業所整理記号番号の訂正
26	他年金種別の訂正・収録
27	他年金証書記号番号の削除
28	共済証書記号番号の追加・削除
29	配偶者基礎年金番号の削除
30	配偶者基礎年金番号の追加・収録
31	年金分割による額改定
32	3号分割による額改定
33	農林年金裁定（決定）による別個対象者の2回目の再裁定
35	老厚（2以上）年金者の繰下請求における按分による額改定
36	激変緩和措置対象又は老厚（2以上）年金按分者の雇用併給停止
38	二以上事業所勤務処理に伴う年金額見直し

別添5 変更理由コード一覧表

原因コード	事由コード	内容
<新法>以下の年金コードに該当する場合 115X 135X 145X		
50 (失権)	12	子の受給権消滅による妻(夫)の遺族基礎失権
	13	子との生計同一消滅による妻(夫)の遺族基礎失権、子の直系血族・姻族との養子縁組による妻(夫)の遺族基礎年金失権
	14	65歳到達による特別支給の老齢厚生年金失権
51 (支給停止)	01	資格取得(共済以外)による在職停止
	02	併給選択による一部停止 船保上の一部停止
	03	共済年金受給による全額停止、併給選択による全額停止
	04	地方庁年金選択による全額停止
	06	受給者の所在不明による遺族年金停止
	07	他の法律による業務上障害・遺族補償受給
	08	行政処分
	09	第3者行為による停止及び援護法との調整
	10	共済資格取得による在職停止
	11	障害不該当
	12	障害基礎3級該当
	13	同順位者受給による遺族停止、受給権者たる妻(夫)がある場合の子の遺族年金停止、遺族基礎の受給者たる子がある場合の遺族基礎の受給権を有しない妻(夫)の遺族厚生年金停止、遺族厚生年金の受給権者たる子がある場合の厚生年金停止
	14	生計同一の父母がいることによる子の遺族基礎停止
	16	同一事由による共済の障害・遺族年金選択による障害・遺族厚生年金停止
	17	遺族厚生年金の55~60歳到達まで停止又は障害回復による停止
	18	受給権者の申出による支給停止
	20	平成6年法改正による遺族と老齢の併給特例による停止
	21	障害年金との併給による一部停止
	22	障害年金との併給による一部停止(平成6年法改正併給特例含む)
	30	特例による統合共済在職支給停止
	31	失業給付受給による支給停止
	32	高年齢雇用継続給付受給による支給停止
	33	高年齢再就職給付受給による支給停止
	50	特定受給者の支給要件の消滅による支給停止
	70	老齢厚生(退職共済)年金相当額の遺族厚生年金支給停止
	80	議員資格取得による支給停止
	81	議員在職届未提出による差止
52 (停止解除)	01	資格喪失(共済以外)による在職停止の解除
	02	(併給選択による一部停止、船保上の一部停止)の解除
	03	(共済年金受給による全額停止、併給選択による全額停止)の解除
	04	(地方庁年金選択による全額停止)の解除
	06	(受給者の所在不明による遺族年金停止)の解除
	07	(他の法律による業務上障害・遺族補償受給による停止)の解除
	08	(行政処分による停止)の解除
	09	(第3者行為による停止及び援護法との調整による停止)の解除
	10	共済資格喪失による在職停止の解除
	11	(障害不該当による停止)の解除
	12	障害基礎3級でなくなったことによる停止解除
	13	(同順位者受給による遺族停止、受給権者たる妻(夫)がある場合の子の遺族年金停止、遺族基礎の受給者たる子がある場合の遺族基礎の受給権を有しない妻(夫)の遺族厚生年金停止、遺族厚生年金の受給権者たる子がある場合の厚生年金停止)の解除
	14	(生計同一の父母がいることによる子の遺族基礎停止)の解除
	16	(同一事由による共済の障害・遺族年金選択による障害・遺族厚生年金停止)の解除
	17	(遺族厚生年金の55~60歳到達まで停止又は障害回復による停止)の解除
	18	受給権者の申出による支給停止解除
	20	(平成6年法改正による遺族と老齢の併給特例による停止)の解除
	21	(障害年金との併給による一部停止)の解除
	22	(障害年金との併給による一部停止(平成6年法改正併給特例含む))の解除
	30	統合共済資格喪失による特例停止の解除
	31	(失業給付受給による支給停止)の解除
	32	(高年齢雇用継続給付受給による支給停止)の解除
	33	(高年齢再就職給付受給による支給停止)の解除
	50	特定受給者の支給要件の回復による支給停止解除

別添5 変更理由コード一覧表

原因コード	事由コード	内容
	70	(老齢厚生(退職共済)相当額の遺族厚生支給停止)解除
	80	議員資格喪失による支給停止解除
	81	議員在職届未提出による差止の解除
54 (年金額改定)	01	加給年金対象者の死亡
	02	加給年金対象者の生計維持消滅・離婚・養子縁組・離縁・障害回復(基礎厚生は18~20歳、船保上は18歳以上)
	03	配偶者65歳到達、子18歳年度未到達(船保上以外の障害の子20歳到達)
	04	加給年金対象者追加
	05	胎児出生
	08	加給年金対象者生計同一関係の消滅・直系血族・姻族との養子縁組
	09	受給権者の増減
	10	障害基礎年金との併給による子の加算額の停止(見直し)
	17	併合認定による額改定
	20	配偶者の老齢又は障害等の受給による加給金停止
	21	配偶者の老齢又は障害等の失権又は全額停止による加給金開始
	25	配偶者状態表示の変更
	26	(船保上)増額加給金該当
	27	(船保上)増額加給金不該当
	28	妻の遺族基礎年金失権による加算額(中高齢寡婦加算)開始
	29	加算額(中高齢寡婦加算)の65歳到達による不該当又は減額改定
	30	障害による老齢基礎年金加算額(下支え)開始
	31	障害回復による老齢基礎年金加算額(下支え)不該当
	32	70歳到達による老齢基礎年金加算額(下支え)開始
	33	老齢基礎年金加算額(振替加算)開始
	34	老齢基礎年金加算額(振替加算)の障害年金受給による停止
	35	老齢基礎年金加算額(振替加算)の障害年金失権による停止解除
	36	老齢満了による老齢基礎年金加算額(振替加算)不該当
	37	老齢満了又は障害2級以上による加給金開始
	38	基礎年金相当額加算表示変更
	39	加算額(中高齢寡婦加算)開始
	40	老基加算不該当表示設定・解除
	41	65歳到達による老齢基礎年金加算額(一繰)開始
	70	沖縄特例加算
	80	外国通算加算
81	振替加算按分登録/変更	
55 (基本年金額改定)	05	資格喪失後1ヶ月経過改定
	20	被扶養配偶者の3号分割改定
	21	特定被保険者の3号分割改定
	22	離婚時の年金分割による改定
	60	基金代行返上改定
	64	特例支給開始年齢到達による基本年金額改定
	65	65歳到達による基本年金額改定
	70	老齢厚生(退職共済)の基本額改定等による遺族厚生年金の改定
71	遺族基礎受給による遺族厚生年金の改定	
56 (障害額改定)	07	障害等級変更
	17	併合認定
58 (在職停止率報酬月額・賞与額変更)	00	在職停止率変更
	01	在職停止率報酬月額変更
	02	在職停止率賞与額変更
	90	在職停止率変更(法改正)
	91	在職停止率変更(法改による厚年と議員の合算停止率変更)
59	00	旧令共済組合期間追加・訂正
63 (国年納付期間追加)	01	3号特例未納期間追加
64 (定額部分改定)	01	年齢到達による定額部分支給開始
	11	障害不該当による定額部分支給停止
	12	障害による定額部分支給開始
	21	障害不該当による繰上調整額支給停止
	22	障害該当による繰上調整額支給停止解除
65 (基礎年金・厚生年金裁定請求)	01	老齢基礎年金・老齢厚生年金の65歳到達による裁定
	02	老齢基礎年金繰り上げ裁定
	03	老齢基礎年金・老齢厚生年金繰り下げ裁定
	04	老齢基礎年金繰り上げ受給者の厚年期間取得による特別支給老齢厚生年金裁定
	05	老齢基礎年金繰り上げ受給者の65歳到達による老齢厚生年金裁定

別添5 変更理由コード一覧表

原因コード	事由コード	内容
	11	老齢基礎年金繰下げ希望者の老齢厚生年金裁定
	12	老齢基礎年金の一部繰上げ裁定
	13	老齢基礎年金繰下げ裁定
	14	老齢基礎年金のみ受給者の65歳以降厚年期間取得による老齢厚生年金裁定
	21	老齢基礎年金の65歳到達による裁定
	22	老齢基礎年金繰上げ受給者の老齢厚生年金繰上げ裁定
	23	老齢厚生年金の繰下げ裁定
	24	老齢基礎年金のみ受給者の65歳以降離婚分割による老齢厚生年金裁定
	25	老齢基礎年金の65歳以降裁定
68 (他制度の年金 記録の反映)	01	在職停止額の按分改定
	05	第2～4号厚年期間月数の追加
	80	障害／遺族(短期)の年金額改定
69 (国年基本年金 額改定)	01	特例追納による改定
	04	特例追納期限日到達による老齢基礎年金の改定
	11	特定事由申出による変更
	12	特定事由保険料納付等による改定
	21	特定付加保険料納付申請による改定
	31	基礎繰上後免除申請による改定
98	00	新規裁定又は再裁定
F0	00	受給権発生
F2	00	法改正による年金額改定
<新・旧短期>以下の年金コードに該当する場合 062X 072X 082X 092X 102X 265X 275X 285X 535X 595X 635X 645X		
50 (失権)	12	すべての子(孫)の死亡・婚姻・妻(夫)以外との養子縁組・離縁・妻(夫)との生計不同一子の18歳年度末・20歳到達による妻(夫)の遺族基礎年金の失権
	13	子との生計同一消滅による妻(夫)の遺族基礎失権、子の直系血族・姻族との養子縁組による妻(夫)の遺族基礎年金失権
51 (支給停止)	03	併給選択による全額停止
	04	地方庁年金選択による全額停止
	06	受給者の所在不明による遺族年金停止
	07	労基法による業務上障害・遺族補償受給(6年停止)
	08	行政処分
	09	第3者行為による停止(損害賠償額相当)
	11	障害不該当
	12	障害基礎3級該当
	13	同順位者受給による停止
	14	生計同一の父母がいることによる子の遺族基礎停止
	18	受給権者の申出による支給停止
	51	同一障害による公的年金受給に伴う一部停止(公的年金相当額)
	52	同一障害による公的年金受給に伴う全額停止
	53	夫死亡による公的年金受給による一部停止(公的年金相当額)
	54	夫死亡による公的年金受給による全額停止
	55	遺児が母子・準母子の対象児であることによる一部停止(福祉も含む)
	56	遺児が母子・準母子の対象児であることによる全額停止(福祉も含む)
	57	恩給法・労災等による一部停止
	58	恩給法・労災等による全額停止
	59	母子受給による準母子停止
60	60歳前の寡婦年金停止	
61	監獄拘束・少年院収容・国外居住による停止	
62	本人の所得制限による全額停止	
63	扶養親族の所得制限による停止	
64	風水害等による補償を上回る所得による停止	
65	本人の所得制限による一部停止	
52 (停止解除)	03	(併給選択による全額停止)の解除
	04	(地方庁年金選択による全額停止)の解除
	06	(受給者の所在不明による遺族年金停止)の解除
	07	(労基法による業務上障害・遺族補償受給(6年停止))の解除
	08	(行政処分による停止)の解除
	09	(第3者行為による停止(損害賠償額相当))の解除
	11	(障害不該当による停止)の解除
	12	障害基礎3級でなくなったことによる停止解除
	13	(同順位者受給による停止)の解除
	14	(生計同一の父母がいることによる子の遺族基礎停止)の解除
	18	受給権者の申出による支給停止解除
51	同一障害による公的年金を受給しなくなったための一部停止の解除	

別添5 変更理由コード一覧表

原因コード	事由コード	内容
	52	同一障害による公的年金を受給しなくなったための全額停止の解除
	53	(夫死亡による公的年金受給による一部停止)の解除
	54	(夫死亡による公的年金受給による全額停止)の解除
	55	遺児が母子・準母子の対象児でなくなったことによる一部停止の解除
	56	遺児が母子・準母子の対象児でなくなったことによる全額停止の解除
	57	(恩給法・労災等による一部停止)の解除
	58	(恩給法・労災等による全額停止)の解除
	59	母子を受給しなくなったことによる準母子停止の解除
	60	60歳到達による寡婦年金停止の解除
	61	(監獄拘束・少年院収容・国外居住による停止)の解除
	62	(本人の所得制限による全額停止)の解除
	63	(扶養親族の所得制限による停止)の解除
	64	(風水害等による補償を上回る所得による停止)の解除
	65	(本人の所得制限による一部停止)の解除
	54 (年金額改定)	01
02		加給年金対象者の生計維持消滅・離婚・養子縁組・離縁・障害回復
03		子18歳年度末到達、障害の子20歳到達
04		加給年金対象者追加
05		胎児出生
07		障害等級変更
08		加対者生計同一関係の消滅・直系血族・姻族との養子縁組
09		受給権者の増減
17		併合認定による額改定
50		母又は父と生計同一
51		母子・準母子加算該当
52		母子・準母子加算不該当
53		母子・準母子加算停止
54		母子・準母子加算停止解除
55		準母子加算要件加対者の母子への追加
56 (障害額改定)	07	障害等級変更
	17	併合認定
98	00	新規裁定又は再裁定
F0	00	受給権発生
F2	00	法改正による年金額改定
<旧厚年・船保>以下の年金コードに該当する場合 013X 023X 083X 033X 043X 053X 063X 073X 093X 103X 014X 024X 064X 084X 034X 044X 054X 074X 094X 104X		
51 (支給停止)	01	厚年又は船保の資格取得
	02	(厚年)遺族年金選択による一部停止 (船保)遺族年金(上外)障害年金(上)の選択による一部停止
	03	他年金選択による全額停止(共済年金含む)
	04	地方庁年金選択による全額停止
	05	(船保)漁船短期老齢年金受給者の厚年資格取得
	06	受給者の所在不明による遺族年金停止
	07	他の法律による業務上障害・遺族補償受給
	08	行政処分
	09	(厚年)第3者行為による停止 (船保)第3者行為による停止及び援護法との調整
	10	(厚年)通老・特老受給者の船保資格取得 (船保)通老・特老受給者の厚年資格取得
	11	障害不該当
	12	若齢老齢の障害不該当
	13	同順位者受給による停止
	18	受給権者の申出による支給停止
	80	議員資格取得による支給停止
81	議員在職届未提出による差止	
52 (停止解除)	01	厚年又は船保の資格喪失
	02	(厚年)(遺族年金選択による一部停止)の解除 (船保)(遺族年金(上外)障害年金(上)の選択による一部停止)の解除
	03	(他年金選択による全額停止(共済年金含む))の解除
	04	(地方庁年金選択による全額停止)の解除
	05	(船保)漁船短期老齢年金受給権者の厚年資格喪失
	06	(受給者の所在不明による遺族年金停止)の解除
	07	(他の法律による業務上障害・遺族補償受給による停止)の解除
	08	(行政処分による停止)の解除

別添5 変更理由コード一覧表

原因コード	事由コード	内容
	09	(厚年) (第3者行為による停止) (船保) (第3者行為による停止及び援護法との調整による停止) の解除
	10	(厚年) 通老・特老受給者の船保資格喪失 (船保) 通老・特老受給者の厚年資格喪失
	11	(障害不該当による停止) の解除
	12	(若齢老齢の障害不該当による停止) の解除
	13	(同順位者受給による停止) の解除
	18	受給権者の申出による支給停止解除
	80	議員資格喪失による支給停止解除
	81	議員在職届未提出による差止の解除
54 (年金額 改定)	01	加給年金対象者の死亡
	02	加給年金対象者の生計維持消滅・離婚・養子縁組・離縁・障害回復
	03	子18歳年度未到達
	04	加給年金対象者追加
	05	胎児出生
	09	受給権者の増減
	13	寡婦加算不該当
	14	寡婦加算開始
	15	高在停止率変更
	16	寡婦加算不該当表示抹消
	20	配偶者の老齢又は障害等の受給による加給金停止(S55. 5-)
	21	配偶者の老齢又は障害等の失権又は全停による加給金開始(S55. 5-)
	22	遺族受給者の他制度老齢等受給による寡婦加算停止(S55. 7-)
	23	遺族受給者の他制度老齢等失権又は全停による寡婦加算開始(S55. 7-)
	26	(船保) 増額加給金該当
	27	(船保) 増額加給金不該当
70	沖縄特例加算	
55 (基本年金額改定)	05	資格喪失後1ヶ月経過改定
	08	65歳改定
	17	(船保) 障害資格喪失改定
	18	70歳改定
	21	特定被保険者の3号分割改定
	22	離婚時の年金分割による改定
60	基金代行返上改定	
56 (障害額改定・ 特別加給金開 始・変更)	07	障害等級変更
	10	特別加給金開始
	19	特別加給金分類表示変更
58 (在職停止率報 酬月額・賞与額 変更)	00	在職停止率変更
	01	在職停止率報酬月額変更
	02	在職停止率賞与額変更
	90	在職停止率変更(法改正)
91	在職停止率変更(法改による厚年と議員の合算停止率変更)	
68 (他制度の年金 記録の反映)	01	在職停止額の按分改定
98	00	新規裁定又は再裁定
F0	00	受給権発生
F2	00	法改正による年金額改定
<旧国年>以下の年金コードに該当する場合 012X 022X 032X 042X 052X		
07	00	70歳改定
51 (支給停止)	03	他年金選択(旧法厚年/船保・新法・共済(新・旧)を選択した場合)
	04	地方庁年金選択による全額停止
	08	行政処分
	18	受給権者の申出による支給停止
52 (停止解除)	03	(他年金選択(旧法厚年/船保・新法・共済(新・旧)を選択した場合)による停止)の解除
	04	(地方庁年金選択による全額停止)の解除
	08	(行政処分による停止)の解除
69 (国年基本年金 額改定)	11	特定事由申出による変更
	12	特定事由保険料納付等による改定
	21	特定付加保険料納付申請による改定
98	00	新規裁定又は再裁定
F0	00	受給権発生
F2	00	法改による年金額改定

別添5 変更理由コード一覧表

原因コード	事由コード	内容
<三共済>以下の年金コードに該当する場合 016X 026X 036X 046X 096X 117X 137X 147X		
50 (失権)	14	65歳到達による特別支給の退職共済年金、繰減失権
	51 (支給停止)	01
02		併給選択等による一部停止
03		併給選択による全額停止
06		受給者の所在不明による遺族年金停止
08		行政処分
11		障害不該当
15		老齢基礎繰上支給による特別支給の退職共済年金の停止
17		遺族共済年金の60歳到達まで停止又は障害回復による停止
18		受給権者の申出による支給停止
20		6年法改による遺族と老齢の併給特例による停止
31		失業給付との併給調整による停止
32		高年齢雇用継続給付との併給調整による停止
33		高年齢再就職給付との併給調整による停止
40		厚年資格取得による一部停止
41		国共連等との差額年金支給による一部停止
42		禁固・懲戒処分による職域部分の一部停止
43		停職処分による職域部分の一部停止
44		国家公務員災害補償法等による補償受給による公務上年金の停止
45		支給開始年齢到達による若年停止
50		特定受給者の支給要件の消滅による支給停止
70		老齢厚生（退職共済）相当額の遺族共済支給停止
80	議員資格取得による支給停止	
81	議員在職届未提出による差止	
52 (停止解除)	01	厚年（旧三共済）資格喪失による在職停止の解除
	02	（併給選択による一部停止）の解除
	03	（併給選択による全額停止）の解除
	06	（受給者の所在不明による遺族年金停止）の解除
	08	行政処分による停止の解除
	11	障害不該当による停止解除
	15	繰上支給の老齢基礎年金の停止による特別支給の退職共済年金の停止解除
	17	遺族共済年金の60歳到達または障害状態になったことによる停止解除
	18	受給権者の申出による支給停止解除
	20	遺族と老齢の併給特例による停止の解除
	31	（失業給付との併給調整による停止）の解除
	32	（高年齢雇用継続給付との併給調整による停止）の解除
	33	（高年齢再就職給付との調整による停止）の解除
	40	厚年資格喪失による一部停止の解除
	42	禁固・懲戒処分6ヵ月経過による一部停止の解除
	43	停職処分6ヵ月経過による一部停止の解除
	45	（支給開始年齢到達による若年停止）の解除
50	特定受給者の支給要件の回復による支給停止解除	
70	（老齢厚生（退職共済）相当額の遺族共済支給停止）解除	
80	議員資格喪失による支給停止解除	
81	議員在職届未提出による差止の解除	
54 (年金額改定)	01	加給年金対象者の死亡
	02	加給年金対象者の生計維持消滅・離婚・養子縁組・離縁・障害回復（18歳以上）
	03	配偶者65歳到達、子18歳年度未到達（障害の子20歳到達）
	04	加給年金対象者追加
	05	胎児出生
	08	加給年金対象者の生計同一関係の消滅・直系血族・姻族との養子縁組
	13	寡婦加算不該当
	14	寡婦加算開始
	16	寡婦加算不該当表示抹消
	20	配偶者の老齢又は障害等の受給による加給金停止
	21	配偶者の老齢又は障害等の失権又は全停による加給金開始
	22	遺族受給権者の他制度老齢等受給による寡婦加算停止
	23	遺族受給権者の他制度老齢等失権又は全停による寡婦加算開始
	28	妻の遺族基礎年金失権による加算額（中高齢寡婦加算）開始
	29	加算額（中高齢寡婦加算）の65歳到達による不該当又は減額改定
	39	加算額（中高齢寡婦加算）開始
	43	繰上減額退共の本来支給年齢到達による加給金開始

## 別添5 変更理由コード一覧表

原因コード	事由コード	内容
	44	厚年の加給金を受けられることによる共済の加給金停止
	45	厚年の加給金を受けられなくなったことによる共済の加給金開始
	46	厚年の中高齢寡婦加算を受けられることによる共済の中高齢寡婦加算停止
	47	厚年の中高齢寡婦加算を受けられなくなったことによる共済の中高齢寡婦加算開始
55 (基本年金額改定)	05	再任改定による額改定
	50	70歳到達による仮定俸給引き上げ
	51	70歳到達による1/300加算
	52	80歳到達による2/300加算
	70	老齢厚生(退職共済)の基本額改定等による遺族共済年金の改定
	71	遺族基礎受給による遺族共済年金の改定
56 (障害額改定)	07	障害等級変更
	17	その他障害併合額改定
58 (在職停止率報酬月額・賞与額変更)	00	在職停止率変更
	01	在職停止率報酬月額変更
	02	在職停止率賞与額変更
	90	在職停止率変更(法改正)
	91	在職停止率変更(法改による厚年と議員の合算停止率変更)
65 (基礎年金・厚生年金裁定請求)	01	退職共済年金の65歳到達による裁定
	23	退職共済年金の繰下げ裁定
68 (他制度の年金)	01	在職停止額の按分改定
	27	追加費用削減による改定
98	00	新規裁定又は再裁定
F0	00	受給権発生
F2	00	法改正による年金額改定

別添6 障害傷病名コード一覧表

コード	内容	備考
<船員保険以外の制度>以下の年金コードに該当する場合 033X 135X 062X 265X 535X 635X 036X 137X		
01	呼吸器系結核	胸膜、気管支、咽頭の結核、結核性膿胸を含む。
02	腸、腹膜の結核	
03	骨、関節の結核	
04	その他の結核	
05	梅毒	
06	精神障害	
07	脳血管疾患	脳動脈、脳実質外動脈の狭窄・狭塞を含む。
08	眼の疾患	外傷を含む
09	循環器系の疾患	高血圧性疾患、レイノー症候群、ヒュルター病等を含む。
10	じん肺症	
11	脊柱の外傷	
12	上肢の外傷	上肢帯を含む。
13	下肢の外傷	骨盤帯を含む。
14	その他の外傷	
15	その他の疾患	今後は使用しない。
16	耳の疾患	外傷を含む。
17	脊柱の疾患	頸腕症候群、後縦靭帯骨化症、椎間板ヘルニア等
18	関節疾患	慢性関節リウマチ、変形性関節症等
19	中枢神経の疾患	パーキンソン病、舞蹈病、脊髄小脳変性症、てんかん、多発硬化症、筋萎縮性側索硬化症
20	呼吸器の疾患	気管支ぜんそく、気管支拡張症、肺気腫等
21	腎疾患	
22	肝疾患	
23	消化器系の疾患	腸閉塞、腹膜ゆ着、胆のう、胆道、膵の疾患を含む。
24	血液・造血器の疾患	
25	糖尿病	糖尿病性の各疾患を含む。
26	新生物	ホジキン病、多発性骨髄腫、白血病等を含む。
27	その他	筋ジストロフィー、筋無力症、ステノ、パーチェット、大腿骨骨頭無腐性壊死など。
28	精神薄弱・精神発達遅滞	<短期、20歳前のみ>

※傷病の分類は原則として基礎疾患により分類するが基礎疾患が明らかでない場合は症状発現臓器による。

分類	コード	内容	
<船員保険>年金コード034X の場合			
I 伝染病及び寄生虫病	01	呼吸器系の結核	
	02	その他の結核（後遺症を含む）	
	03	梅毒及びびん発症	
	04	その他の疾患	
II 新生物	05	胃の悪性新生物	
	06	その他の悪性新生物	
	07	良性及び性質不詳の新生物	
III 内分泌、栄養及び代謝の疾患	08	糖尿病	
	09	その他の疾患	
IV 血液及び造血器の疾患	10	貧血	
	11	その他の血液及び造血器の疾患	
	12	精神病	
V 精神障害	13	その他の疾患	
	14	眼の疾患（計測を要するもの）	
VI 神経系及び感覚器の疾患	15	同上（計測を要しないもの）	
	16	耳の疾患（計測を要するもの）	
	17	同上（計測を要しないもの）	
	18	中枢神経系の疾患	
	19	坐骨神経痛	
	20	その他の神経及び末梢神経節の疾患	
	VII 循環器系の疾患	21	リウマチ及び炎症性心疾患
		22	虚血性心疾患
23		その他の心疾患	
24		高血圧性疾患	
25		脳血管疾患	
26		動脈の疾患	
27		その他の疾患（心疾患を除く）	
VIII 呼吸器系の疾患	28	喘息	
	29	その他の喘息	
IX 消化器系の疾患	30	消化性潰瘍	
	31	その他の胃及び十二指腸の疾患	
	32	肝臓の疾患	
	33	その他の疾患	
	34	腎炎及びネフローゼ	
X 泌尿器系の疾患	35	その他の疾患	
X I 妊娠分娩及び産褥の合併症	36	妊娠分娩及び産褥の合併症	
X II 皮膚及び皮下組織疾患	37	皮膚及び皮下組織の疾患	

別添6 障害傷病名コード一覧表

分類	コード	内容		
X III 筋骨格系及び結合機の疾患	38	関節炎及び類似症(計測を要するもの)		
	39	同上(計測を要しないもの)		
	40	慢性関節リウマチ及び類似症(計測を要するもの)		
	41	同上(計測を要しないもの)		
	42	その他の筋骨格及び結合機の疾患(計測を要するもの)		
	43	同上(計測を要しないもの)		
X IV 先天異常	44	先天異常		
X V 周産期疾病及び死亡の主要原因	45	周産期疾病及び死亡の主要原因		
X VI 症状及び診断名明確の状態	46	症状及び診断名不明確の状態		
X VII 不慮の事故、中毒及び暴力	1 頭部、顔面及び頭部の障害	47	骨折(計測を要するもの)	
		48	同上(計測を要しないもの)	
		49	頭蓋内損傷	
		50	神経損傷(計測を要するもの)	
		51	同上(計測を要しないもの)	
		52	眼の障害(計測を要するもの)	
		53	耳の障害(計測を要するもの)	
		54	歯の障害(計測を要するもの)	
		55	その他の障害(職務上で便宜的に精神の人をこの傷病にした)	
		2 体幹の障害	56	脊椎の骨折及び骨折脱臼(計測を要するもの) 〔脊髄損傷を伴わないもの〕
			57	同上(計測を要しないもの)
	58		脊髄損傷(計測を要するもの)	
	59		同上(計測を要しないもの)	
	60		胸腹部臓器の損傷	
	61		脊椎以外の骨折及び関係の捻挫(計測を要するもの)	
	62		同上(計測を要しないもの)	
	63		熱傷(計測を要するもの)	
	64		同上(計測を要しないもの)	
	65		その他の障害	
	3 上肢の障害		66	切断
			67	骨折(計測を要するもの)
			68	同上(計測を要しないもの)
			69	関節脱臼及び捻挫(計測を要するもの)
		70	同上(計測を要しないもの)	
		71	挫傷、裂傷及び開放創(計測を要するもの)	
		72	同上(計測を要しないもの)	
		73	熱傷(計測を要するもの)	
		74	同上(計測を要しないもの)	
		75	神経損傷(計測を要するもの)	
		76	その他の障害	
	4 下肢の障害	77	切断	
		78	骨折(計測を要するもの)	
		79	同上(計測を要しないもの)	
		80	関節脱臼及び捻挫(計測を要するもの)	
		81	同上(計測を要しないもの)	
		82	挫傷、裂傷及び開放創(計測を要するもの)	
		83	同上(計測を要しないもの)	
		84	熱傷(計測を要するもの)	
		85	同上(計測を要しないもの)	
		86	神経損傷(計測を要するもの)	
		87	その他の障害	
	5 科学物質の有害作用	88	化学物質(医薬品を除く)の毒作用	
		89	医薬品の有害作用	
	6 その他の有害	90	潜函病(計測を要するもの)	
		91	同上(計測を要しないもの)	
		92	その他の有毒作用	
		93	その他の原因不明の疾病	

別添7 障害診断書コード一覧表

コード	(内容)
<新法>以下の年金コードに該当する場合 135X 535X 635X 137X	
1	障害の状態が固定しているため診断書の提出が不要
2	呼吸器疾患
3	循環器疾患
4	聴力・口腔
5	眼の障害
6	肢体障害
7	精神疾患
8	腎疾患・肝疾患・糖尿病
9	血液・造血器・その他
<旧法>以下の年金コードに該当する場合 033X 034X 062X 265X 036X ※ 3 (循環器疾患) については、年金コード265Xの場合のみ提供する	
1	障害の状態が固定しているため診断書の提出が不要
2	呼吸器疾患
3	循環器疾患
5	眼・聴力・口腔
6	肢体障害
7	精神疾患
8	腎疾患・肝疾患・糖尿病
9	その他の障害

## 別添8 納付状況コード一覧表

項番	コード	内容
1	A	定額納付（または後納保険料納付）
2	B	定額納付＋付加納付
3	D	産前産後免除
4	E	産前産後免除＋付加納付
5	F	産前産後免除＋付加充当
6	P	定額納付（前納）
7	Q	定額納付（前納）＋付加納付（前納）
8	G	定額納付（前納）＋付加納付
9	V	定額納付（または後納保険料）（充当）
10	W	定額納付（充当）＋付加納付（充当）
11	T	全額追納
12	U	全額追納 ※加算あり
13	Y	法定免除
14	Z	全額免除（申請免除）
15	R	みなし免除
16	K	特例納付（昭和48年改正法附則第18条）
17	M	特例納付（昭和53年改正法附則第4条）
18	L	中国残留邦人の特例措置に係る免除
19	H	中国残留邦人特例措置に係る追納
20	+	三号納付
21	-	三号未納
22	\$	三号特例措置納付
23	&	特定期間（記録訂正時にすでに時効となっている3号不整合期間）
24	*	未納
25	/	無資格
26	#	未切替
27	ア	半額免除期間にかかる未納
28	イ	半額免除期間にかかる納付
29	ウ	半額免除期間にかかる納付（前納）
30	エ	半額免除期間にかかる納付（充当）
31	オ	半額免除期間納付済にかかる追納
32	カ	半額免除期間納付済にかかる追納＋追納加算保険料
33	キ	半額免除期間納付（前納）済にかかる追納
34	ク	半額免除期間納付（前納）済にかかる追納＋追納加算保険料
35	ケ	半額免除期間納付（充当）済にかかる追納
36	コ	半額免除期間納付（充当）済にかかる追納＋追納加算保険料
37	サ	学生納付特例
38	シ	学生納付特例期間にかかる追納
39	ス	学生納付特例期間にかかる追納＋追納加算保険料
40	セ	納付猶予
41	ソ	納付猶予期間にかかる追納
42	タ	納付猶予期間にかかる追納＋追納加算保険料
43	チ	4分の3免除期間にかかる未納
44	ツ	4分の3免除期間にかかる納付
45	テ	4分の3免除期間にかかる納付（前納）
46	ト	4分の3免除期間にかかる納付（充当）
47	ナ	4分の1免除期間納付済にかかる追納
48	ニ	4分の1免除期間納付済にかかる追納＋追納加算保険料
49	ヌ	4分の1免除期間納付（前納）済にかかる追納
50	ネ	4分の1免除期間納付（前納）済にかかる追納＋追納加算保険料
51	ノ	4分の1免除期間納付（充当）済にかかる追納
52	ハ	4分の1免除期間納付（充当）済にかかる追納＋追納加算保険料
53	ヒ	4分の1免除期間にかかる未納
54	フ	4分の1免除期間にかかる納付
55	ヘ	4分の1免除期間にかかる納付（前納）
56	ホ	4分の1免除期間にかかる納付（充当）
57	マ	4分の3免除期間納付済にかかる追納
58	ミ	4分の3免除期間納付済にかかる追納＋追納加算保険料
59	ム	4分の3免除期間納付（前納）済にかかる追納
60	メ	4分の3免除期間納付（前納）済にかかる追納＋追納加算保険料
61	モ	4分の3免除期間納付（充当）済にかかる追納
62	ヤ	4分の3免除期間納付（充当）済にかかる追納＋追納加算保険料

## 別添9 支援給付金決定（変更）理由コード一覧表

原因コード	事由コード	内容
54 (給付金額改 定)	07	障害等級変更
	09	受給権者の増減
	60	被保険者期間の変更
F0 (認定)	00	認定
F2 (法改による改 定)	00	法改による給付金額